平成２９年（フ）第２５７号
高知市竹島町148番地33　土州ハウス３号室、申立時の住所高知市竹島町50番地８　徳屋アパート南端
債務者　藤野　知枝
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６０号
高知市上町５丁目６番11号　コーポおぐら１号
債務者　藤原　正和
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４７５号
大阪市住之江区御崎８丁目１－11青松ビル201、住民票上の住所兵庫県尼崎市築地２丁目２番10号
債務者　仲松　綾子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２号
愛知県蒲郡市西浦町西蝋蛎３番地１　豊ハイツ７号
債務者　北田　和也
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３７０号
静岡県浜松市東区中野町767番地の１　サンロード中野205、前住所静岡県浜松市南区安松町87番地の15　ラフォーレ富永201号
債務者　指田　　潤
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
大分県国東市国見町櫛来2666番地
債務者　稲葉　一徳
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午後２時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０２４号
大阪市生野区巽中１丁目３番３号　レオパレスＺＩＯＵＮ　208
債務者　伊藤　義明
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５０号
大阪府門真市下馬伏町12番11－202号
債務者　小嶋　　彩（旧姓瀧下）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５号
栃木県那須塩原市扇町７番８号　テラスコート101号、前住所栃木県那須塩原市二つ室76番地74　フィオーレ・彩Ａ－102号
債務者　小西ひとみ
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第７８号
栃木県佐野市浅沼町249番地
債務者　山田　誠三
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第８０号
栃木県足利市福居町1803番地１　レーベンモーアＢ205、前住所茨城県結城市大字結城9618番地25
債務者　尾崎　茂樹
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第８３号
栃木県足利市伊勢南町６番地16　アリス101
債務者　髙橋　利男
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第８５号
栃木県足利市弥生町57番地１　レオネクストロゼット106、住民票上の住所栃木県足利市元学町830番地
債務者　落合　樹生
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２０３号
静岡市清水区中之郷２丁目11番23号　桜井戸荘Ａ、旧住所静岡市清水区鳥坂1620番地の１
債務者　山崎　憲三
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７０号
静岡市駿河区下川原５丁目25番４号　ネオ・グレイスＢ101号室、住民票上の住所静岡市駿河区小黒２丁目５番20号
債務者　下山　　聡
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部